

あさのうら保育園 第三者委員会規程

(趣旨)

- 第 1 条 社会福祉法人あさと福祉会 あさのうら保育園（以下「本園」という）の保護者から、本園に対する様々な意見・要望・苦情・不満（以下「要望等」とする）について、適切な対応とその解決を図るため、この規程を設ける。

(目的)

- 第 2 条 本園への要望等に対し、適切な対応と迅速な解決をめざし、保護者の理解と満足感を高め、保護者個人の権利を擁護すると共に、保護者が保育サービスを適切に利用することができるよう支援することを目的とする。
- 2 要望等の解決にあたり社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った方法で円滑・円満な解決に努め、保護者に安心して利用できる施設、そして信頼を得ることを目的とする。

(解決のための体制)

- 第 3 条 本園に解決責任者を置くこととし、要望等の申出を受け付ける受付担当者を置くこととする。
- 2 要望等の解決に社会性や客観性を確保し、保護者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、複数の第三者委員を置くこととし、第三者委員は理事会において選任する。
- 3 第三者委員は、本法人評議員、監事または地域在住の社会的信頼を有する方、例えば医師、大学教授、弁護士、社会福祉士、民生委員、児童委員等の方とする。
- 4 解決責任者及び受付担当者並びに第三者委員の氏名は保護者への案内通知に掲載する。

(解決責任者の任務)

- 第 4 条 解決責任者は、受付担当者から報告を受けた場合、誠意をもって以下の要望等の解決に取り組むものとする。
- (1) 保護者からの要望の内容と意向を確認し、解決につとめるよう努力する。
- (2) 要望の解決の状況と結果を速やかに保護者に報告するとともに、第三者委員へ報告する。保護者への報告及び第三者委員への報告は受付担当者に代行させることが出来る。
- (3) 受け付けた要望の内容によって、第三者委員と相談しその解決に努めるものとする。

(受付担当者及び第三者委員の職務)

- 第 5 条 本園の受付担当者は、以下の職務を行う。
- (1) 保護者からの要望等の受付
- (2) 要望等の内容と保護者の意向の確認と記録
- (3) 受け付けた要望及びその改善状況を解決責任者及び第三者委員への報告。

- 2 第三者委員は、以下の職務を行う。
 - (1) 受付担当者から、受け付けた要望等の内容を聴取する
 - (2) 内容の報告を受けた旨を申出人へ通知する
 - (3) 保護者からの要望を直接受け付けることも出来る
 - (4) 必要に応じ申出人への助言を行う
 - (5) 必要に応じ保育園への要望等の解決についての助言を行う
 - (6) 申出人と解決責任者の話し合いへの立会い、助言を行う
 - (7) 解決責任者から、要望等に係わる事案の改善状況の報告を聴取する
 - (8) 保育園の日常的な状況の把握に努める

(解決の手順)

第 6 条 第三者委員は本園を利用する保護者へ周知をすることとし、その方法は以下のとおりとする。

- (1) 施設内の提示、パンフレットの配布等により、保護者への要望等を受け付ける旨と及び解決の仕組みについて周知する。
- (2) 保護者に対して、解決責任者、受付担当者及び第三者委員の氏名・連絡先を周知する。
- 2 受付担当者は、保護者からの要望等を随時受け付けることを周知する。又、保護者に対し、第三者委員へ直接要望等を申し出ることできることを周知する。
- 3 受付担当者は、保護者からの要望等の受付に際し、次の事項を書面に記録し、その内容について申出人に確認する。
 - ① 要望等の内容
 - ② 申出人の希望等
 - ③ 第三者委員への報告の要否
 - ④ 申出人と解決責任者の話し合いへの第三者委員の立ち会いの要否
 - ⑤ 第三者委員への報告又は立ち会いが不要の場合は、申出人と解決責任者の話し合いによる解決を図るよう努める。
- 4 受付担当者は、受け付けた要望等は全て解決責任者及び第三者委員に報告する。

ただし、申出人が第三者委員への報告を明確に拒否した場合は、第三者委員への報告は行わないものとする。
- 5 投書やインターネット等による匿名の要望等については、すべて第三者委員に報告し、必要な対応を行う。

附 則

- 1 この規則を実施するために必要な事項・書式は別に定める。
- 2 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

保護者の皆様

『あさのうら保育園 第三者委員会』の発足について

～保護者と保育園のコミュニケーションの活性化を目指して～

個人の尊重と自立支援を柱とした、社会福祉の在り方を保護者に見直すために改革が進められ、平成12年6月に「社会福祉法」が成立しました。

あさのうら保育園でもこのような法改正の趣旨に沿って、保護者と保育園のコミュニケーションの活性化を目指し、「あさのうら保育園 第三者委員会」を設け、保護者の皆様の要望等に的確に応え、よりよい保育園づくりを進めて参りたいと考えております。お気づきの点がございましたら、どんな小さなことでも結構です積極的に保育園に対してご意見ご要望下さるようお願いいたします。なお、仕組みは次の通りです。

目 的

1. 要望等への適切な対応により、保護者の理解と満足感を高めることを目的とします。
2. 保護者の権利を擁護すると共に、保護者が、保育サービスを適切に利用することが出来るよう支援することを目的とします。
3. 納得のいかないことにつきましては、一定のルールに沿った方法で円滑・円満な解決に努めることを目的とします。

解決の体制

1. 解決のための園内体制について
保育園に関する要望等を解決するためあさのうら保育園では、施設長 安里 巧をその責任者とし、主任保育士の知花 由紀子を受付担当職員と決めました。保育園に関する要望等は担当職員へお申し出下さい。
(1) 解決責任者 施設長 安里 巧
(2) 受付担当者 主任保育士 知花 由紀子
2. 解決のための第三者委員について
直接保育園に言い難いことや、何度言っても解決しないようなことがあれば解決するための、第三者委員として次の2名の方に依頼しました。第三者委員へ直接、要望等を申し出られるか、又は保育園への申し出に際し、立ち会いをお願いすることが出来ます。

- (1) 第三者委員 仲村 久代 氏
(2) 第三者委員 氏

申 出

1. 要望は所定の用紙（別紙様式①）を使用し、直接保育園の受付担当者に申し出て下さい。
2. 解決責任者である施設長へ直接申し出ることも出来ます。
3. 保育園でお願いしている第三者委員へ直接申し出ることも出来ます。

解決の記録と報告

受け付けた要望は、受付担当者から解決責任者である施設長、関係職員へ回覧し、円滑・円満な解決に努めます。

第三者委員への報告を原則としますが、申出の方で第三者委員への報告を拒否される場合は報告をしません。その旨を用紙にご記入下さい。匿名の手紙、電話等による要望等は全て第三者委員へ報告します。

解決の通知

受け付けた要望等は、解決責任者により、所定の用紙により、改善されたものの通知書（別紙様式②）、調査を実施したことの報告書（別紙様式③）または調査を行わない旨の通知書（別紙様式④）をもって申出人へ通知します。

解決の公表

個人情報に関するものや申込者が拒否した場合を除いて、要望の解決について、毎年度終了後に事業報告や提示において公表し、保育園の改善に努めます。

この解決の仕組みは、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。

